

第 13 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 9 月 24 日（火） 15 時 00 分～17 時 00 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、林委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・ 論点の方向性（案）について
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より資料及び参考資料について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（事務局より各論点の方向性（案）及び参考資料についての説明）

（以下、資料及び参考資料について質疑及び自由討議）

- 偏在性に関して、行政サービスの水準の格差と財政力の格差を結びつけて議論しているが、もう少し慎重に議論すべき。明らかにばらまきであるとか、無差別な給付によって財政に問題が出るという団体は論外だが、行政サービスの水準の格差は、あくまで地方団体の財源配分のやり方の問題である。世間で言われるような独自のサービスをしているのは財政に余裕があるからだという論理展開は、実はその団体に対する批判だけでなく、地方財政全体に対する批判になる。

また、留保財源について、これを財政力の判断にするという議論だが、これはあくまでも財政規模の一定割合をその団体の自主性や地域特性を踏まえた政策に使うための財源であり、これも財政力の格差というと、地方団体は標準的な行政のみ行えばいいと受け取られかねないので、留保財源も財政力の格差に結びつけて議論するべきではない。

- 財政力の格差というときは、具体的にどの指標で財政力を図っているのか。

- 基準財政需要額をベースに考えており、歳出も含めた意味での財政力という意味で使っている。(事務局)
- 一般的な財政力というのは、他国の制度においても使われる意味。財政力の格差を是正していく、フィスカルコーディネーションとして使われている。
- 自治体は、広く行政サービスを提供しており、どういったサービスを提供するか、その歳出面を含めて議論しなければならないということだった。その中で個別のものに着目すると議論が収斂しないため、基準財政需要額を採用するのが合理的であり、課税力、歳入の偏差だけでなく、歳出面もとらえた意味で財政力の問題を議論していると理解している。(事務局)
- 「地方消費税の引き上げにより、人口一人あたりの税収額等を見た場合、税源偏在が緩和される」という表現があるが、この元となる資料はどこか、また実際に緩和されるのか。
- 第11回検討会の参考資料1で示している。地方消費税率が引き上げられた場合、税収の7年間平均の最大最小が2.42から2.31になり、これをもって偏在が緩和されるとしている。(事務局)
- 19年度と比べて23年度は人口一人あたりの税収の下位団体の税収が上がっており、上位団体はほとんど税収が下がっている。その中で、偏在是正によって、国に法人住民税を取られる団体を説得するのは難しいのではないか。
- 税収が減っている時のほうが、国にとられることに抵抗があるとのことだが、普通は税収が伸びているときのほうが、偏在が高い団体は抵抗するはず。
- 地方消費税が増えたら格差が広がるとか、景気回復によって税収が伸びれば、さらに偏在が拡大するとか、今後消費税がさらに10%から上がったたり、景気によって税収が増減した際にも、税制改正をすると読み取れるがどうか。
- 直近7年平均で税収を出しているが、景気循環や平均の取り方によってかなり変わるので、それについての問題意識は持っている。
今回予定どおり地方消費税率が引き上げられるのに加えて、法人税収が増加傾向にあることから、偏在度が大きい法人二税の税収がダイレクトに効いてくるのでそれも視野に入れなければならない。(事務局)
- 景気が右肩上がりのときは、偏在の話は出ないが、19年当時は地方財源

が圧縮されてそこで偏在是正という話が出てきた。その状況は今も全く変わっていないと思っている。地方消費税が増えれば、地方財源は増え、平成26年の地財計画において単独事業などは大幅に伸びるということを期待していたが、全くそのような状況ではない。そうであれば、平成20年のときのように水準超経費を偏在是正を通じて振替え、地財の歳出の水準内経費の歳出を伸ばすことを、地方消費税の引上げのタイミングでもう一度やらざるを得ないのではないか。

かつては都道府県税だけで偏在を是正したが、それが一部の団体にしわ寄せだというのは確かであり、この際市町村の富裕団体にも協力してもらう方向でやらざるを得ない。

- 特別税の見直しについて、地方消費税の税率引上げ後の状況を見て検討すべきということに関しては大賛成。ただ、消費税引上げ時期に向けて、特別税をどうするか見直しというのは、本来のこの検討会に諮問されている答えになっていない気がするがどうか。
- 地方消費税が移譲された後がどのような状況なのか、偏在がなく、真に安定的なのか。税率を引き上げた後の分布状態を想定して議論すべきという抽象的意見で、引上げ後どのような状況になるかは、税率の影響だけでなく、景気状況等ほかの条件もあり、それは誰にもわからない。
- 地方消費税の引上げについて、市町村の税収がどれだけ伸びるか考えたが、ここに至って税収が増えず、また交付税も減る。想定は本当に難しいが慎重に考えなければならない。
- 自動車関係税、固定資産税、さらに法人実効税率の引き下げで交付税もどうなるかわからない中、非常に流動的な要素が多すぎるので、それらの動向を見た上で判断した方がいいのではないかと。
- 「法人には投票権がないが、課税団体がある程度大きいほうが、株主が課税の意思決定に関与する可能性が高まるのではないかと」という意見があったのは事実だと思うが、本当にそうなのかは疑問。例えば非常に小さい地方団体に非常に大きい法人があった場合にその株主はその団体に対して大きな影響力を持つはず。
- 今回議論しているのは、法人所得課税と言っているが、事業税は物税であり、課税物件がその地域社会に存在していればよいというもの。そのようなことを含めて考えれば、1つの角度からではなく、色々な考え方もあることを紹介しながら書いていかなければならない。

- 株主が課税の意思決定に関与することを是とすることなのか。必ずしも株主は日本人ではなく、いろいろな意見もあり、特に地方であれば、センシティブな問題もあるので、慎重に考えるべき。
- 株主がさまざまな地域に存在し、1000分の1秒しか存在しない株主もいるような状況の中でどこまで合理的な議論になるかということもある。慎重に書かせていただく。
- 地方消費税の増収分は社会保障財源とされているとあるが、不交付団体は社会保障について一応手当されているとなっているが、そもそも地方消費税の増収分は社会保障財源だという話が強く出ると、財源手当されている団体には配分されないというような議論にもなり、解決しにくくなるのではないか。
- 不交付団体において財源超過額がさらに増加することは事実だが、それは社会保障財源としてなので、余裕があるということではなく、交付団体、不交付団体で比べると、その差は考慮すべきではないかという文脈。読み方が不分明なところがあるので慎重に書きたい。(事務局)
- 自治体と企業との関係が切れるようなことは極力避ける必要がある。
イギリスにビジネスレイトという税の仕組みがあり、昔はその全額が譲与税に取られ、それを全額自治体に一定の基準で配分するという仕組みであったが、今その半分を自治体が留保できるようにする改革が行われており、財政学研究者の支持も得ている。議論をまとめるにあたり、地方法人課税の意義は具体的内容を盛り込み、維持、強調するという方向でお願いしたい。
- 財政力や税源の偏在を議論する際にはこれらの論点が何の指標で出されたのか、もう一度確認した方がいいと思う。消費税の単体で見たときの偏在が緩和されるというイメージは、単体で見ていることよりも、地方税体系の地方税総額、全体としてのばらつきを見たときにジニ係数がならされているような気がするので、そのあたりは気をつけた方がいいと思う。
- 地方法人課税を企業誘致のツールとすることを良しとする前提があるが、それについては疑問。企業が日本国内のどこかに立地することだけを考えれば、国全体としてどこに立地してもよく、地方が余計な労力を使うとすれば、労力のロスになる。
地方の公共サービスに対する対価として地方の法人課税を捉える意見があるが、地方が提供している公共サービスが、その企業の生産性にどれくら

い寄与しているかについての確実な実証的研究はないので、書き方も慎重になったほうがいいと思う。

以上